

指名停止措置について

指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
中電技術コンサルタント(株)	末國 光彦	広島県広島市南区出 汐 2 - 3 - 3 0	平成 2 8 年 7 月 9 日から 平成 2 8 年 8 月 8 日まで (1 か月)

指名停止の措置の範囲

安来市が発注する建設工事等について、指名停止措置とする。

指名停止に係る事実概要等

上記の業者は、島根県が平成25年発注した「(一)本庄福富松江線 百足橋原発交付金(橋梁補修)工事 耐震補強詳細設計業務委託」に関し設計が不適切であることが発覚し、工程に手戻りを生じさせて施工業者に損害を与えると共に、工事の遅延により事業効果の発現を遅らせた。

このことは「安来市建設工事等入札参加者指名停止措置要綱」別表第1第3号に該当する。

なお、指名停止措置の期間は1か月とする。

指名停止措置理由

安来市建設工事等入札参加者指名停止措置要綱

別表第1 第3号

措 置 要 件	期 間
(過失による粗雑工事) 3 建設工事等で前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事等」という。)の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上3月以内